

入札説明書

鳥取大学（医病）臨床研究棟外壁改修工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和7年6月30日

- 2 契約担当官等
国立大学法人鳥取大学
学長 原田 省

- ### 3 工事概要等

- (1) 工 事 名 鳥取大学（医病）臨床研究棟外壁改修工事
- (2) 工事場所 鳥取県米子市西町36番地1（鳥取大学米子団地構内）
- (3) 工事内容 本工事は鳥取大学米子団地において臨床研究棟（鉄骨鉄筋コンクリート造、地上9階、地下1階延べ面積25,447㎡、外壁改修面積約1,061㎡）の外壁改修工事を行うものである。
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和7年12月15日（月）まで

- #### 4 競爭參加資格

- (1) 国立大学法人鳥取大学契約事務取扱規程第5条及び第6条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 文部科学省における一般競争（指名競争）参加資格（令和7年度）において、建築一式工事に係るC等級又はD等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成22年度以降に、元請けとして完成・引き渡しが完了した鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で教育文化施設、福祉施設又は行政施設の新営又は改修工事における建築一式工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を当該工事に配置できること。
 - ① 2級建築工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
 - ・ 1級建築工事施工管理技士の資格を有する者
 - ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
 - ② 平成22年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記（4）に掲げる工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体の場合にあつては、一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。
 - ③ 配置予定の主任技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

- ④ 経常建設共同企業体の場合の上記②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記①に定める国家資格を有する主任技術者を配置できること。
- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は鳥取大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく中国地区における指名停止を受けていないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争加入者心得第11条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- ① 資本関係
- 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- (イ) 親会社と子会社の関係にある場合
- (ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ② 人的関係
- 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (8) 中国地区に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。
- ② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- (イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- (ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。
- (ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。
- (ニ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- ③ 「当該状態が継続している者」とについては、該当事実の確認回数で判断するのではなく、

実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

5 担当部局

〒683-8504 鳥取県米子市西町36番地1
国立大学法人鳥取大学米子地区事務部施設環境課企画係
電話番号 0859-38-7175
FAX 0859-38-7180

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、学長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4(1)及び(3)から(9)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて上記4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて上記4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間：令和7年6月30日(月)から令和7年7月10日(木)までの(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)9時00分から17時00分まで。
- ② 提出先：上記5に同じ。
- ③ 提出方法：申請書及び資料の提出は、提出場所へ持参又は郵送するものとする。(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。)により行うものとする。

- (2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

- (3) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

なお、①の同種の工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、平成22年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し引渡しが行われているものに限り記載すること。

① 同種工事の施工実績

上記4(4)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

② 配置予定の技術者

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札しはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

③ 契約書等の写し

①②の同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書等(契約書及び記載した工

事の内容が判断できる平面図等)の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和7年7月22日(火)までに通知する。

(5) その他

- ① 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 学長は、提出された申請書を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記5に同じ。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、学長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

- ① 提出期限：令和7年7月29日(火)10時00分
- ② 提出先：上記5に同じ。
- ③ 提出方法：書面(様式は自由)を持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。)することにより提出するものとする。

(2) 学長は、説明を求められたときは、令和7年8月5日(火)までに説明を求めた者に対し回答する。

8 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間：令和7年6月30日(月)から令和7年7月22日(火)まで。
上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで。
- ② 提出先：上記5に同じ。
- ③ 提出方法：書面(様式は自由)を持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。)することにより提出するものとする。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

- ① 期間：令和7年7月25日(金)から令和7年7月29日(火)まで。
上記期間の土曜日、日曜日を除く毎日の9時00分から17時00分まで。
- ② 閲覧場所：国立大学法人鳥取大学米子地区事務部施設環境課(米子市西町36番地1)

9 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札書提出期限：令和7年7月30日(水)10時00分まで
- (2) 入札書提出場所：上記5に同じ
- (3) 開札日時：令和7年7月31日(木)10時00分
- (4) 開札場所：国立大学法人鳥取大学医学部附属病院第二中央診療棟2階会議室4
- (5) その他：学長により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

10 入札方法等

- (1) 入札書は、持参すること。郵送又はファクシミリによる入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当す

る額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

1.1 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 納付。

1.2 工事費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。

(2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、品目、数量、単価、金額等を明らかにするとともに、住所、名称又は商号及び代表者の氏名並びに工事名を記載し、押印すること。

(3) 学長（補助者を含む。）は提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

また、工事費内訳書が、別表各項に該当する場合については、競争加入者心得第26第13号に該当する入札として、原則として当該業者の入札を無効とし、2回目以降の入札には参加できないものとする。入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合、低入札価格調査を行う場合又は当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

(4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(5) 提出期限：入札書提出期限に同じ。

(6) 提出場所：入札書提出場所に同じ。

別表

1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
	(1)	発注者名に誤りがある場合

4 記載すべき事項に誤りがある場合	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		

1 3 開札

開札は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。入札参加者は開札時に立ち会うこと。1 回目の開札に立ち会わない入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

1 4 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊仕様書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、学長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記 4 に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

1 5 落札者の決定方法

国立大学法人鳥取大学契約事務取扱規程第 1 2 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

1 6 最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って行われた場合は入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。また、この調査期間中に履行不可能の申し出があった場合は、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

1 7 配置予定主任技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の主任技術者の違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記 4 (5) に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

1 8 契約書作成の可否等

別紙契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

1 9 支払条件

請負代金は、受注者からの適法な支払請求書に基づき 2 回以内に支払うものとする。

2 0 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事又は組立保険契約を締結するものとする。

2 1 再苦情申立て

学長からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記 8（2）の回答を受けた日の翌日から起算して 7 日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に書面により文部科学省大臣官房文教施設企画部長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、入札監視委員会が審議を行う。なお、提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、上記 5 に同じ。

2 2 関連情報を入手するための照会窓口

上記 5 に同じ。

2 3 その他

- （1）契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別紙契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- （3）申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- （4）提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。
- （5）本工事に経常建設共同企業体として申請を行った場合は、構成する者は、単体有資格者として申請を行うことができない。
- （6）第 1 回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。
- （7）落札となるべき同じ価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、競争加入者心得第 3 3 による。
- （8）落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- （9）本工事は、数量公開の試行対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として鳥取大学ホームページ（上記 8（3）参照）にて公開、提供する。この数量書に対する意見がある場合においては、上記 8 により提出するものとする。
なお、入札説明書等に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。また、数量書に対する質問において、数量の差異等に係わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も合わせて提出するものとする。
- （10）入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。